

# 動画・資料配信等における当社教材のご利用について

令和2年4月28日より、平成30年の著作権法改正で創設された「授業目的公衆送信補償金制度」が施行されました。

従来インターネットを利用した遠隔授業などで著作物を利用する際は、個別に権利者の許諾を得る必要がありましたが、今回の施行により、営利を目的としない教育機関において、**指定管理団体に届け出を行い、補償金を支払うことで、個別の許諾を要することなく著作物をより円滑に利用できること**となりました。

当社の教材につきましても、以下の条件を満たしたうえで、ご採用教材をご利用いただくことができます。

## 1. 著作権者の利益を不当に害する態様でなく、必要と認められる限度であること。

- ・当社の教材を用いて動画・資料配信等を行う際は、**教材をご購入いただいている生徒さんのみを対象**としてください。
- ・動画の閲覧制限やファイルへのパスワード設定など、セキュリティ上のご配慮をお願いいたします。
- ・教材の大部分をデータとして提供することなどは認められていません。

詳細については、文化庁および指定管理団体「一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会」(SARTRAS・サートラス)のホームページに掲載されている「改正著作権法第35条運用指針(令和3(2021)年度版)」や関連資料をご確認ください。

## 2. 指定管理団体への届け出および補償金の支払いをすること。

- ・「授業目的公衆送信補償金制度」を利用して著作物を利用するには、指定管理団体「一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS・サートラス)」に対する教育機関名の届け出および補償金の支払いが必要です。
- ・「授業目的公衆送信補償金制度」の詳しい内容についての情報は、文化庁および指定管理団体「一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会」(SARTRAS・サートラス)のホームページ等をご参照ください。(令和2年度は特例により補償金が無償となっていましたが、令和3年度からは補償金が有償となり、本格的な制度運用が開始されています。)

なお、「授業目的公衆送信補償金制度」の今後の運用状況により、上記の条件等が変更される場合もございますので、何卒ご了承ください。

当社の教材には、当社以外に著作権のあるもの(現代文の素材文、共通テスト・センター試験過去問題等)も多く含まれております。「授業目的公衆送信補償金制度」の趣旨に則り、適切に著作物をご利用いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

当社はご注文の受付・発送業務やお問い合わせのお電話への対応を通常どおり行っております。教材のご利用に際してご不明な点がございましたら、お電話または当社ホームページ内のメールフォーム等にてご遠慮なくお問い合わせくださいませ。

令和3年9月10日  
尚文出版株式会社